

世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会の報告について

世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会設置要綱に基づき設置されている、犯罪被害者等支援検討委員会（以下、「検討委員会」という。）におけるこれまでの検討について報告する。

記

1 主旨

世田谷区における犯罪被害者等への支援検討については、令和元年11月から学識経験者や関係機関等を交えた「検討委員会」及び庁内管理職で構成される「世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討会」を設置し、検討を行ってきた。

この度、検討委員会報告書をまとめたので報告する。

2 世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会報告の主な内容

- ・ 犯罪及び犯罪被害者支援の現状
- ・ 犯罪被害者等支援の検討
- ・ 区が目指すべき犯罪被害者等への支援の方向性について（検討委員会提言）

※世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会報告書は別紙のとおり。

3 今後の予定

世田谷区における犯罪被害者等支援については、世田谷区政策方針を踏まえ、関係所管と調整したうえで、支援内容、開始時期など調整する。

世田谷区犯罪被害者等支援について

(世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会報告)

令和2年9月

世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会

はじめに

世田谷区では、令和元年から、世田谷区の犯罪被害者支援施策の方向性を検討するために、「世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会」を設置し、世田谷区における犯罪の発生状況・これまでの犯罪被害者等支援施策・関係機関との連携の現状・世田谷区に求められる役割・等について、検討してきました。本報告書は、その活動と検討内容をまとめたものです。

犯罪被害者になることは私たちの誰にも起こりうることでありますが、その経験は平穏な生活を一変させてしまいます。自分や家族が身体的傷害を受けたり経済的損失をこうむったりして生活が困難になることもあります。犯罪被害の場合はさらに、日常的に強い不安感を感じるようになったり他者を信じられなくなるなど、精神的な被害も非常に大きいことが、これまでの調査などで分かってきています。

国は、このような犯罪被害者等に対する施策を進めるために、平成17年に「犯罪被害者等基本法」を施行しました。警視庁においても、主に犯罪発生直後を中心にした支援が行われてきましたし、民間団体によるカウンセリングその他の支援も行われてきました。他方、地方自治体による被害者支援は、各地方自治体に任されており、自治体による施策の差が大きいことが指摘されてきました。

東京都は、本年（令和2年）4月1日に、「東京都犯罪被害者支援条例」を施行しました。そこでは、「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること」を、基本理念の一つとしています。

世田谷区は、これまで「人権男女共同参画担当課」に相談窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談があった場合、区が持っている既存の福祉事業などにつなぐことで、犯罪被害者等の方々の様々なニーズに対応してきました。けれども、「必要な支援が途切れることなく」提供できるようにするためには、常に体制を見直すことが必要です。この度、区議会に「犯罪被害者支援条例を求める陳情」が提出されたことから、これまでの対応を振り返り今後の方向性を検討する委員会が、設置されました。これまで3回にわたって、検討してきました。本報告書を一つの手がかりとしつつ、今後の世田谷区犯罪被害者等支援の在り方をさらに検討し、他機関との連携の在り方等、これまでの犯罪被害者支援を改善していくことができれば、大変うれしく思います。

世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会委員長 江原由美子

目 次

■第1章 検討にあたって	
1 検討に至った経緯	P 1
2 犯罪被害者等支援を巡る国、都の動き	P 1
3 犯罪の件数	P 3
4 警視庁の支援（警察庁と共通）	P 3
5（公社）被害者支援都民センター（東京都公安委員会指定）の支援	P 4
6 世田谷区の実践	P 4
7 性犯罪被害者への支援	P 6
■第2章 犯罪被害者等支援検討について	
1 検討体制	P 8
（1）世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会の構成	P 8
（2）世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討会	P 9
（3）世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会男女共同参画部会	P 9
2 検討経過	P 10
3 検討委員会及び庁内検討会での意見	P 11
4 犯罪被害者等支援にあたっての課題	P 15
■第3章 世田谷区が目指す犯罪被害者等支援	
1 犯罪被害者等支援の対象者について	P 16
2 犯罪被害者等支援対象者数の想定	P 18
3 区が目指すべき犯罪被害者等支援の方向性について	P 23
4 検討委員会委員の意見等	P 25
■第4章 資料編	
1 犯罪被害者等基本法	P 27
2 東京都犯罪被害者等支援条例	P 33
3 他市区町村（近隣）の犯罪被害者等支援制度	P 37

第1章 検討にあたって

1 検討に至った経緯

区ではこれまでも、関係各課で構成する犯罪被害者等支援連絡会を設け、犯罪被害者に係る情報の共有化を図りながら、心の健康相談や就労相談、居住相談などにより犯罪被害者の支援に努めてきた。こうした中、平成30年8月に「犯罪被害者支援条例の制定を求める陳情」が区議会に提出され、12月の第4回定例会で趣旨採択されたことから、令和元年度より犯罪被害者等支援策の検討を進めることとした。

また、令和2年4月条例施行をめざす東京都との効果的な連携を視野に入れ、区として必要な支援施策について、東京都とも協議・調整しながら検討することとなった。

令和3年4月から新たな施策を開始することを目途に、令和元年から2年度にかけて検討を進めることとした。

2 犯罪被害者等支援を巡る国、都の動き

(1) 国の動き

国の犯罪被害者への支援については、昭和56年犯罪被害者等給付金支給法が制定され、平成12年には、刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法が制定されたが、犯罪被害者等からは、経済的支援の不足、医療・福祉サービスの不足、民間を含めた支援体制が不十分など依然として不満の声があった。

こうした中、「犯罪被害者等の多くは、これまでの権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられてきたことも少なくなかった」との認識の下、平成16年犯罪被害者等基本法が制定された。この基本法に基づき、平成17年に第1次犯罪被害者等基本計画が策定された。その後、平成23年には第2次犯罪被害者等基本計画が策定され、国の犯罪被害者等施策は大きく進展した。

平成28年施行の内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律により、それまで内閣府が担ってきた犯罪被害者等施策が国家公安委員会（警察庁）へ事務移管した。また、同時に平成27年で第2次犯罪被害者等基本計画が計画期間の終了を迎えるため、第3次犯罪被害者等基本計画を策定した。

◆昭和56年 犯罪被害者等給付金支給法制定

◆平成12年 刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法制定

◆平成16年 犯罪被害者等基本法制定

- ◆平成17年 第1次犯罪被害者等基本計画策定
- ◆平成23年 第2次犯罪被害者等基本計画策定
- ◆平成28年 第3次犯罪被害者等基本計画策定

(2) 東京都の動き

東京都は、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法とこれに基づき策定された犯罪被害者等基本計画を受け、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるための取組みを計画的に推進し、あわせて、区市町村や民間団体等とも幅広く連携して支援体制を構築していくために、平成20年1月に東京都犯罪被害者等支援推進計画を、平成23年1月には第2期東京都犯罪被害者等支援計画を策定した。

支援計画では、計画期間内に都の総合相談窓口の設置を始めとする各種支援策や、区市町村との連携体制の充実・強化や犯罪被害者等が置かれている状況に関する理解を進めるための啓発活動の充実・強化に取り組むことを定めた。

平成28年には、犯罪被害者等基本法の基本理念を引き続き尊重し、国の施策の展開や犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等に合わせ、必要な見直しを行いながら支援を進めていくこととし、第3期東京都犯罪被害者等支援計画を策定した。

また、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らせることのできる社会の実現に寄与することを目的に、令和2年4月に東京都犯罪被害者等支援条例を制定した。

- ◆平成20年 東京都犯罪被害者等支援推進計画策定
東京都相談総合窓口設置（被害者支援都民センター内）
- ◆平成23年 第2期東京都犯罪被害者等支援計画策定
- ◆平成26年 犯罪被害者等の実態に関する調査実施
- ◆平成27年 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業開始
- ◆平成28年 第3期東京都犯罪被害者等支援計画策定
- ◆令和 元年 犯罪被害者等支援について（都政モニターアンケート実施）
- ◆令和 2年 東京都犯罪被害者等支援条例制定

3 犯罪の件数

(1) 区内の犯罪等の件数

①犯罪件数（平成30年）

分類	内容	件数
凶悪犯	強盗、殺人、放火、強制性交等	25
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫	384
侵入窃盗	空き巣、出店荒し、事務所荒し等	246
非侵入窃盗	自転車盗、万引き、車上ねらい、すり、ひったくり等	3,879
その他	詐欺、賭博、横領、わいせつ等	1,501
合計		6,035

②交通人身事故件数（平成30年）

分類	内容	人数
死亡		6
負傷	重傷者	30
	軽傷者	2,309
	小計	2,339
合計		2,345

4 警視庁の支援（警察庁と共通）

警視庁では、指定被害者支援制度として、殺人事件、性犯罪事件、ひき逃げ事件、交通死亡事故などが発生した場合、犯罪被害者及びその家族等に対し、「初期支援」、「被害者連絡」、「訪問・連絡活動」を行っている。

また、犯罪被害により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などによる経済的な困窮に立たされた犯罪被害者等へ一定の要件に基づき、経済的支援を行っている。

(1) 指定被害者支援

・初期支援

事件の認知直後から犯罪被害者等が自宅などに帰宅されるまでの間において、警察官が付き添いさまざまな支援活動を行う。

・被害者連絡

捜査に支障のない範囲で、捜査状況や被疑者逮捕、被疑者処分状況などを犯罪被害者等の希望に基づき連絡する。

・訪問・連絡活動

犯罪被害者等の希望により、警察官がパトロールの強化や必要な防犯活動を行う。

(2) 経済的支援

- ・犯罪被害者等給付金
遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金の3種類が要件に基づき支給される。

(3) その他支援

- ・電話相談（犯罪被害者ホットライン、性犯罪被害者相談）
- ・診察料、診断書料支援
- ・カウンセリング
- ・宿泊先手配（自宅へ戻れない場合）
- ・ハウスクリーニング費用助成
- ・DV被害者への引越費用助成

5 (公社) 被害者支援都民センター（東京都公安委員会指定）の支援

被害者支援都民センターは、犯罪や交通事故犯の被害者とその遺族に対して、精神的支援、その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の軽減や回復に資することを目的として設立された。

平成14年5月東京都公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、平成22年には東京都知事から公益社団法人の認定を受けた。同年9月に、(公社) 被害者支援都民センターとしてスタートした。

[主な取組み]

- ①犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動
- ②犯罪被害等に関する電話相談、面接相談
(平成20年4月に被害者支援都民センター内に東京都総合相談窓口を設置)
- ③カウンセリング
- ④自助グループ支援

6 世田谷区の実践

区は、基本計画で「安全・安心のまちづくり」を分野別政策に掲げ、関係機関との連携、啓発活動の充実、防犯活動への支援など犯罪抑止の取組みを進めているが、依然として様々な犯罪が発生しており、誰もが犯罪の被害者としてなり得る状況である。

区では、人権・男女共同参画担当課が犯罪被害者等からの相談窓口としての役割を担っており、各種相談や手続きなどの窓口を案内するとともに、必要に応じて、各所管の支援へ繋いでいる。

[主な取組み]

(1) 既存事業の活用

犯罪被害者等が直面する課題に応じた、代表的な区民サービスの事例であり、要件を満たせば利用できる場合がある。

制度	既存事業の例
貸付	○応急小口資金（各総合支所生活支援課） ○生活福祉資金（社会福祉協議会） ○福祉資金（各総合支所生活支援課）
居住支援	○区営住宅、ファミリー住宅（住宅管理課） ○ひとり親世帯等へのお部屋探しサポート（居住支援課）
家事支援	○ふれあいサービス…住民相互の助け合い 協力会員による家事等の有償支援（社会福祉協議会）
育児支援	○ファミリーサポート…住民相互の助け合い 援助会員による乳幼児・児童の有償一時預かり（社会福祉協議会） ○区立保育園の一時保育（各総合支所子ども家庭支援課）
心の相談	○こころの健康相談（各総合支所健康づくり課） ○グリーフサポート（世田谷保健所健康推進課）
専門相談	○弁護士相談（各総合支所地域振興課） ○交通事故相談（世田谷総合支所地域振興課） ○特殊詐欺相談（地域生活安全課）
生活支援	○生活全般に関する相談（社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷） ○生活保護（各総合支所生活支援課）

(2) 世田谷区犯罪被害者等支援連絡会（庁内課長級）の設置

庁内で情報共有等を図るとともに、「犯罪被害者等支援の手引き（庁内向け）」を活用し、庁内所管、支援機関で連携し支援している。

(3) 各警察署が所管する犯罪被害者支援ネットワークへの参加による情報交換。

7 性犯罪被害者への支援

性犯罪・性暴力対策については、平成29年の刑法一部改正附則第9条（※）により、政府として性犯罪に係る事実の実態を即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが求められていることを踏まえ、法務省において令和2年3月に性犯罪の実態に関する調査研究等の結果が取りまとめられた。

国は、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、刑事法の在り方検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化の実効性のある取組みを速やかに進めていくこととした。

※政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

[国による性犯罪・性暴力対策の強化の方針]

- 刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処
- 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実
- 被害深刻・相談をしやすい環境の整備
- 切れ目のない手厚い被害者支援の確立
- 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

(1) 警察庁による支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から、①医師による心身の治療、相談カウンセリング等の心理的支援、③捜査関連の支援、④法的支援などの総合的な支援を可能な限り1か所で提供する（当該支援を行っている関係機関・団体へ繋ぐことも含める）ことにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康を図るとともに被害の潜在化を防止すること等を目的に各都道府県に設置された。

- ・性犯罪被害者電話相談（ハートさん #8103）24時間対応

(2) 警視庁による支援

犯罪被害者が真っ先に接する支援機関として、主に初期支援を行っている。

- ・診察料、診断書料の助成
- ・治療費用の助成
- ・緊急避妊薬、性感染症検査費用、人口妊娠中絶費用の助成
- ・産婦人科の紹介

(3) 東京都による支援

性犯罪被害者については、精神的被害が特に深刻で、他の被害類型に比べ、PTSDの症状が発生する可能性が高い傾向にある。そのため、東京都は、平成27年から性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業を開始し、民間支援団体、医療機関、警察等との連携の下、被害者から24時間365日体制で相談を受け付け、被害直後から、相談、医療、精神的ケア等の支援をワンストップで行う体制を構築した。

- ・性暴力救援ダイヤルN a N a（S A R C東京への補助事業）

コラム 【性暴力救援センター・東京（S A R C東京）への聞き取り】

○性犯罪・性暴力にあった方からよく聞かれることは？

→ どんな支援（サポート）があるかといった問い合わせが多い。

○支援にあたって心がけていることは？

→ 被害直後に相談されるケースが多く、被害にあった方がどんな目的で相談しているか聞き出すことが大事。また、1人ではないこと、自分は悪くないことを自覚してもらうようサポートしている。

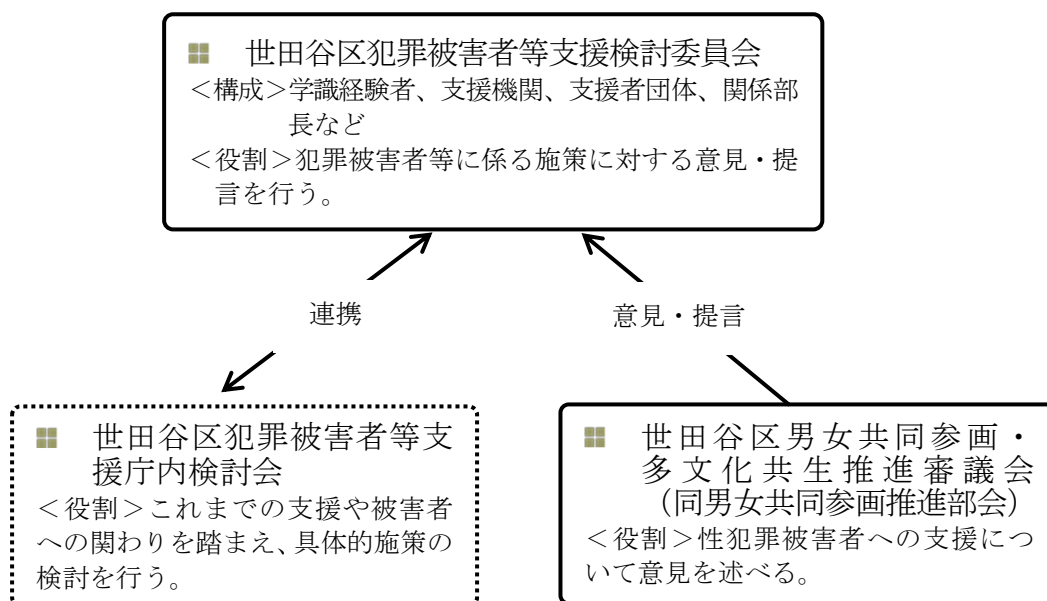
○相談窓口について

→ 被害者にとって、相談できる窓口は、警察、東京都、役所、民間支援団体など選択肢が多ければ多いほど良い。

第2章 犯罪被害者等支援検討について

1 検討体制

関係部課長による犯罪被害者等支援庁内検討会（以下、「庁内検討会」という。）を設けるとともに、学識経験者、支援機関、支援団体による世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、また、「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（男女共同参画推進部会）」（性犯罪被害者支援の観点から）から意見を聞きながら検討を行った。



(1) 世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会の構成

令和2年3月31日現在

役職等	氏名	備考
横浜国立大学教授	江原 由美子	委員長
上智大学教授	伊藤 富士江	
被害者支援都民センター相談支援室長	阿久津 照美	
世田谷地区人権擁護委員会代表（弁護士）	布施 憲子	
警視庁犯罪被害者支援室被害者支援管理係長	福田 一親	オブザーバー 令和2年2月24日まで
警視庁犯罪被害者支援室被害者相談係長	小松 美東士	オブザーバー 令和2年2月25日から
武蔵野大学教授	小西 聖子	オブザーバー
砧保健福祉センター所長	若林 一夫	
危機管理室長	工藤 誠	
生活文化部長	松本 公平	

保健福祉部長	板谷 雅光	
世田谷保健所長	辻 佳織	

(2) 世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討会

(所属名称は令和元年度の名称で表示)

会長	生活文化部長
委員	総合支所保健福祉センター所長 ※1
委員	危機管理室長
委員	保健福祉部長
委員	世田谷保健所長
委員	総合支所地域振興課長 ※2
委員	総合支所保健福祉センター生活支援課長 ※3
委員	総合支所保健福祉センター保健福祉課長 ※4
委員	総合支所保健福祉センター健康づくり課長 ※5
委員	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長 ※6
委員	政策経営部政策企画課長
委員	危機管理室地域生活安全課長
委員	保健福祉部調整・指導課長
委員	保健福祉部生活福祉担当課長
委員	世田谷保健所健康推進課長
委員	都市整備政策部住宅課長
委員	教育委員会事務局教育相談・特別支援教育課長
委員	生活文化部人権・男女共同参画担当課長 ※7

※1～6 総合支所については、5支所の中から代表を選任する。

※7 事務局

(3) 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会男女共同参画部会委員

所属等	氏名等	備考
横浜国立大学都市イノベーション研究院 教授	江原 由美子	審議会会長部会長
明治学院大学ハラスメント相談支援センター コーディネーター	池田 ひかり	
弁護士	上杉 崇子	
公募区民	藤原 由佳	
公募区民	蔡 和美	
明治学院大学社会学部 教授	加藤 秀一	
世田谷区人権擁護委員	小島 和子	
東京商工会議所世田谷支部 事務局長	霜崎 敏一	
認定 NPO 法人 Rebit 代表理事	薬師 実芳	

2 検討経過

	回	開催日	検討事項
犯罪被害者等 支援検討委員 会	第1回	令和元年11月6日	○世田谷区の犯罪発生、相談・支援の状況把握 ○区に求められる役割・地域で支えるしくみ ○支援対象の範囲
	第2回	令和元年12月11日	○支援対象の範囲 ○区に求められる役割、他機関との連携、地域で支えるしくみ
	第3回	令和2年1月23日	○世田谷区の犯罪被害者等支援の体制 ・専用窓口設置と庁内連携 ・関係機関との連携 ・地域で支える体制
		令和2年8月～9月	○検討委員会報告書のまとめに向けた最終調整
犯罪被害者等 支援庁内検討 会	第1回	令和元年11月13日	○区に求められる役割・地域で支えるしくみ ○支援対象の範囲
	第2回	令和元年12月26日	○区の支施策の確認 ○窓口のあり方 ○地域で支えるしくみ
	第3回	令和2年1月14日	○犯罪被害者支援の4つの柱について ・総合窓口の設置 ・支所、各所管の連携体制強化 ・犯罪被害者にとって必要な支援の提供 ・地域で支える犯罪被害者支援
	第4回	令和2年2月7日	○代表窓口と支援所管の連携 ○区の犯罪被害者支援の考え方 ○条例について
事務局での調 整		令和2年4月23日	保健福祉センター所長会 ○情報共有及び意見交換

	令和2年 5月20日	総合支所長会 ○情報共有及び意見交換
	令和2年 6月 8日	被害者支援都民センターへの聞き取り調査 ○相談員について ○相談窓口について ○同行支援について 等
	令和2年 6月10日	性暴力救援センター・東京訪問 ○性犯罪被害者支援について ○相談内容等について ○同行支援について ○性暴力救援センター・東京との連携について 等
	令和2年 7月15日	東京都訪問 ○東京都の支援について ○東京都との連携について ○第4期東京都犯罪被害者等支援計画（東京都）について 等

3 検討委員会及び庁内検討会での意見

検討委員会では、開催ごとに設定した検討事項に基づき、世田谷区における犯罪被害者等支援のあり方について議論した。庁内検討会では、検討委員会での意見を踏まえ事務局としての考え方をまとめ、議論した。

テーマごとに検討委員会での意見及び提言を踏まえた事務局案に対する庁内検討会での意見をまとめたものが以下の表である。

検討委員会での意見	検討委員会意見を踏まえた事務局案に対する庁内検討会での意見
<p>1 支援対象の範囲について</p> <p>【第1回・第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象は刑事事件と限定せず、ある程度広いほうが良い。 対象者の「区民」とは、住民登録者だけでなく、在住者とするが、個別の支援によっては住民登録を要件とするものもある。 親族・遺族の範囲については、個別の支援によっては範囲の定めがあるが、基本的には定めず、事情を聴いたうえでの判断になる。 	<p>1 支援対象の範囲について</p> <p>【事務局案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民の利用のしやすさと安心を基本に、相談については、犯罪認知にかかわらず、垣根を低くしたい。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を求める人にはできる限りの対応をするが、既存の個別の支援事業によっては、対象

検討委員会での意見	検討委員会意見を踏まえた事務局案に対する 庁内検討会での意見
<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者への支援は、被害届等にかかわらず、話を聞いての判断になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 者の範囲を決めたり、犯罪被害にあったことを確認したりすることが必要になる。
<p>2 世田谷区の役割について</p> <p>【第1回・第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村でしかできないことがある。 ・市区町村ならではの支援として、区の既存の支援事業活用を基本とするが、使いやすさが求められる。 ・地域で支える仕組みが必要。 	<p>2 世田谷区の役割について</p> <p>【事務局案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、区の既存の支援事業活用を基本としていく。 ・地域で支える仕組みが必要 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が果たすことができる範囲（対象者など）を決める必要がある。 ・警察と区の連携の強化も大事になってくる。
<p>3 代表窓口について</p> <p>【第1回・第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者は、市区町村の支援を上手に利用することができない状態であることを踏まえてコーディネートして支援することが必要。 ・専任者が必要。 ・何度も説明する苦痛をなくすため、ワンストップ支援や同行等が必要。 <p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所には現時点では犯罪被害者支援という視点・前例がないので、支援のコーディネートは難しいが、相談員の助言・支援を受けられれば、やっていく。 ・代表窓口は「入口」であるが、警察や被害者支援都民センターからは代表窓口は、本人や地域の方などは、支所に行くと思う。 ・現状でのDV被害者支援の取り組みが参考になる。一方で性犯罪と経済犯罪では、支援内容が全く異なり、別のスキルが必要だと思う。 ・窓口については区の家でおおむねOK。 ・支所との連携の仕方についてさらに検討すべきと考える。 	<p>3 代表窓口について</p> <p>【事務局案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用窓口を開設し専任者を配置。警察や都民センターから犯罪被害者を区の支援に確実に繋ぐとともに、被害者の心身の負担を最小限にするために寄添い、支援する。 ・専用電話を専用窓口を設置する。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用窓口を開設は、辛くて支所の窓口に来られない方や、どうしたらよいか分からない方が電話できメリットがある。 ・ケース会議の主体は専用窓口所管か、繋がれた支所の所管か。専用窓口から支援所管へのつなぎ方が課題。 ・総合支所にコーディネートをするところ(所管)があるといい。 ・今の支所には犯罪被害者支援という視点でのコーディネート機能は支所にはないので、すぐには無理である。 ・警察や都民センターから区につながる際には、ある程度必要な支援が精査されていると思うので、その所管に引き継ぐことが考えられる。 ・支援終了後、支援の途中でも、被害者が専用窓口に戻れると支所も安心できる。
<p>4 相談員について</p> <p>【第1回・第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士や精神保健福祉士が良い。 ・自治体の福祉サービスやその他支援策を知り、自治体の事情も良く知っている人が良い。 ・支援機関等と連携を取れる人が良い。 ・短期間で異動させず長期間配置すべき。 ・配置後、トレーニングして育てるべき。 	<p>4 相談員について</p> <p>【事務局案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害の一定の専門性を有し、寄り添える非常勤2名（1名は女性）を専用窓口配置する。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で動けない被害者には、支援から次の支援へと、相談員は支援とともに伴走することが必要。

検討委員会での意見	検討委員会意見を踏まえた事務局案に対する 庁内検討会での意見
<p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援には特有の難しさがあるので、良い人材の採用が必要。 ・行政のしくみをよくわかっている人が必要。 ・2名のうち1名は、職員経験者、あるいは職員がよいと思う。 ・支援員には、犯罪被害に詳しい人と、人のケアに詳しい人が、それぞれ必要なのかもしれない。また、DV被害者支援と犯罪被害者支援は、それぞれ看板を掲げても、中では一本化もありかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専任相談員には、どの部署に聞けば必要な支援がわかるかの知識があればいい。
<p>5 支援機関との連携について</p> <p>【第1回・第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携できる専任者がいるところは、スムーズに被害者支援都民センターから繋がっている。 ・警視庁の支援は、初期までである。その後のことを都民センターや行政に担ってほしい。 ・警視庁から弁護士支援へのつながりは、裁判関係よりもマスコミ対応の意味が強い。 ・警視庁から市区町村への情報提供については、現状ではできない。 ・区に専用窓口があれば、情報の流れは思った以上にスムーズになる。 <p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なネットワークは良い。加えて、必要な時に、すぐに集まるとよい。 	<p>5 支援機関との連携について</p> <p>【事務局案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする被害者を支援機関から確実に区につなぐために専用窓口を設置し専任者を置く。 ・区内4警察署、都民センター等との定期的連絡会議やネットワーク構築を図る。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察と区の連携の強化が重要だが、捜査段階では情報開示はできず、連携が難しい部分もある。
<p>6 必要な支援について</p> <p>【第1回・第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存支援事業を使いやすい制度にするか、新しい制度にする必要がある。 ・家事支援、育児支援などは必要。 ・犯罪被害者となる事で、働けなくなることもあり、生活支援は必要。 ・住居又は引越しの支援は必要。 ・シェルターは滞在できる期間が短い。区営住宅などずっと住める場所が必要。 ・性犯罪被害者には安心して住める場所が必要。 ・居住支援について、区は家賃が高いので、都に担ってほしい。 ・初期段階、被害直後からのカウンセラー支援の効果は大きいとされている。 	<p>6 必要な支援について</p> <p>【事務局案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の支援・サービス事業を最大限活用し、被害者に必要な支援を提供する。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体犯罪でなくても被害者はダメージを受ける。保健所、支所の健康づくり課は心のケアを行うことができる。 ・避難先の確保も大事だが、安全面でのフォローも必要。 ・新たな支援策を実施するのであれば、早めに検討していく必要がある。

検討委員会での意見	検討委員会意見を踏まえた事務局案に対する 庁内検討会での意見
<p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者に特化した制度、犯罪被害者であることを条件として利用できるサービスがある方がよい。制度を使う人の視点も増える。 ・東京都が転居支援や法律相談、見舞金の支給を開始する見込みなので、世田谷区が行うなら、都の制度を補完する形を考えている。 ・上乘せ、横出しを含めて、メニューの検討が必要である。 ・過去の事件の被害者をどう扱うかについては、対応を考えるべき。 ・交通事故被害者への支援も考えるべき。 	
<p>7 地域で支えるしくみについて</p> <p>【第1回・第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々による支援には、個人情報保護のため、本人の同意が必要。 ・二次被害防止のための啓発は大事。 <p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都のアンケート結果では、周りが知らないという結果が多かった。意識情勢、二次被害防止は重要である。 ・二次被害に苦しむ犯罪被害者は多い。近隣や友人などの近しい人から受けることも多いので、学校など早期からの啓発、地域への啓発が必要。 ・啓発として、当事者の声を聴く機会も設けてほしい。 ・職員研修と地域への啓発は、組み合わせてもいい。 ・研修については、形骸化しないように、工夫すべき。 ・犯罪の種類により、ケアの内容は異なるので、それぞれについての研修が必要かもしれない。 	<p>7 地域で支えるしくみについて</p> <p>【事務局案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が、身近な地域で安心した生活を取り戻せるよう、様々な団体の協力を得ながら被害者を見守り、また、区の支援に繋ぐなど、地域とともに犯罪被害者を支援する。 ・地域の理解・支援の意識醸成と二次被害防止のための啓発を行う。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での支援者として、DV被害者支援ネットワークと同様に、医師会など医療関係者も入れるとよい。
<p>8 条例について</p> <p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例はあるにこしたことはないが、施策を先行させた方がよい。 ・区の姿勢を示す効果は大きい。条例を周知することによる啓発効果も見込める。 	

4 犯罪被害者等支援にあたっての課題

警視庁、東京都には各種支援があり、警察は事件発生後初期段階の支援、都民センターはカウンセリングや裁判所同行等の支援を行っている。被害者はこうした支援を受けながら、なるべく早く、自分の地域での生活に戻っていく必要がある、その支援を身近な市区町村が担うことが理想である。

検討委員会においても、犯罪被害者等は各支援機関の支援を上手く利用することができない状態であることを踏まえたコーディネーター役が必要であり、何度も同じ説明をする苦痛を軽減するため、ワンストップ支援や、犯罪被害者等へ同行した支援が必要と意見があった。また、相談や同行支援を行う人材については、社会福祉士や精神保健福祉士といった専門性を持った人材を配置するべきと意見があった。

犯罪被害者等が、各支援機関の支援メニューを的確に把握し、利用できるような精神状態でないことを踏まえると、区民にとって身近な区が支援を求めている被害者等に寄り添い、求めている支援や機関に繋ぐ機能を整備することが必要である。

第3章 世田谷区が目指す犯罪被害者等支援

これまで、検討委員会、庁内検討会では、犯罪被害者等の状況把握と課題整理、支援対象者の範囲、必要な支援施策、関係機関との連携など議論、検討してきた。

以下、犯罪被害者等支援の対象、世田谷区における支援が必要と想定される犯罪被害者等の数、区が目指す取組みの方向性についてまとめた。

1 犯罪被害者等支援の対象者について

相談を含めて支援と捉えるため、犯罪等（交通事故を含む）の種類等による限定をせず、犯罪等による被害にあったと相談をした全ての区民及びその家族または遺族である区民を対象とする。

【考え方】

(1) 「犯罪等」について

- ・ 犯罪およびこれに準ずる刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為およびこれに類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為とする。
- ・ 犯罪等の種類、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別による限定をしない。

(2) 「被害」について

- ・ 事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所、被害届の提出・未提出の別その他による限定をしない。
- ・ 個別の支援においては、別途、支援の対象となる要件（被害届提出等）が限定される場合がある。

(3) 「区民」について

- ・ 区内在住者（住民登録の有無を問わない）とする。
- ・ 個別の支援においては、別途、支援の対象となる要件（住民登録者等）が限定される場合がある。
- ・ 区民でない方についても、区内で被害にあった場合は、相談等の一部の支援について対象とする。

(4) 「家族または遺族」について

- ・ 戸籍上の親族関係がない者でも、家族や親族と同様の状況にある者は対象とする場合がある。

【参考】「東京都第3期犯罪被害者等支援計画 4 計画の対象」より

支援計画の対象となる犯罪被害者等とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」（基本法第2条第2項）をいい、原則として都民を対象としますが、都民でない方についても都内で被害に遭われた場合には、相談等、一部の支援について対象とします。

○「犯罪等」とは、

基本法第2条第1項で「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」とされており、交通事故を含みます。

○「犯罪」とは、

刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味します。

刑罰法令とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）等刑罰規定を有する法律をいい、条例を含みます。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、

「犯罪」には該当しませんが、これに類する同様の行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

例えば、

① 「ストーカー行為」には当たらないが、警告の対象となるような

「つきまとい等」

② 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食

などの行為がこれに該当します。

「家族又は遺族」とは、

「犯罪等により害を被った者」との間に法律上の身分関係がない者であっても、これと同様に考えられる状況にあれば対象となり得ます。

基本法では、犯罪等の種類、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していません。また、国籍上の制限はなく、外国人も含まれ得ることとなります。

なお、個別の施策においては、別途、支援の対象となる要件が定められています。

2 犯罪被害者支援対象者数の想定

検討委員会では、犯罪被害者等は各支援機関の支援を上手く利用できない状態であることを踏まえたコーディネートが必要であり、支援機関ごとに繰り返し同じ説明をする苦痛を軽減するため、ワンストップ支援や、犯罪被害者等へ同行した支援が必要と意見があった。そのためには相談窓口の整備が必要であり、福祉職などの専門性も持った人材の配置が望ましいと意見があった。

犯罪被害者等支援の相談窓口を整備する場合、人員数など算定する必要があり、区内における犯罪被害者支援対象者数（以下、「支援対象者数」という。）を算出した。

世田谷区における支援対象者数の想定

$$7,456人 \text{ (ア)} \times 1.1\% \text{ (イ)} = 82.016 \quad \boxed{\text{約80人}}$$

(1) 区における支援対象者数算出の考え方

[算出における前提条件]

犯罪認知件数、交通事故死者数は公表されているが、被害者数は公表されていない。そのため、犯罪認知件数、交通事故死者数を犯罪数と仮定し、先進的に犯罪被害者等支援に取り組む中野区の支援窓口の実績を参考に算出することとした。

[算出の手順]

① 個人が被害者の可能性がある犯罪被害者の算出 (ア)

犯罪認知件数から被害者の存在しない犯罪と被害者が個人でない場合が含まれている罪種を除き、交通事故件数と合わせた。

② 中野区の相談・支援率を算出 (イ)

中野区の犯罪認知・交通事故件数をもとに支援の割合を算出した。

③ 区内犯罪認知件数 (ア) に他自治体の相談・支援率 (イ) をかける。

(2) 区の犯罪認知件数・交通人身件数（平成30年）

	罪種等	件数等	
a 個人が被害者である 可能性があると思わ れる犯罪	強盗	9	5,111
	その他（殺人、強制性交等、放火）	16	
	暴行	212	
	傷害	142	
	脅迫	27	
	恐喝	3	

	空き巣	139	
	忍込み	6	
	居空き	5	
	その他の侵入窃盗	32	
	自動車盗	2	
	オートバイ盗	57	
	自転車盗	2,358	
	車上ねらい	90	
	すり	38	
	ひったくり	9	
	置引き	24	
	その他の非侵入窃盗	714	
	詐欺	517	
	その他知能犯	23	
	その他刑法犯	688	
b 個人が被害者である 可能性がないと思わ れる犯罪	凶器準備集合	0	924
	金庫破り	4	
	学校荒し	3	
	事務所荒し	8	
	出店荒し	49	
	万引き	542	
	占有離脱物横領	238	
	賭博	0	
	偽造	21	
	汚職	0	
公務執行妨害	14		
c 交通人身事故	交通人身事故（死亡）	6	2,345
	交通人身事故（重傷）	30	
	交通人身事故（軽傷）	2,309	
a + c			7,456

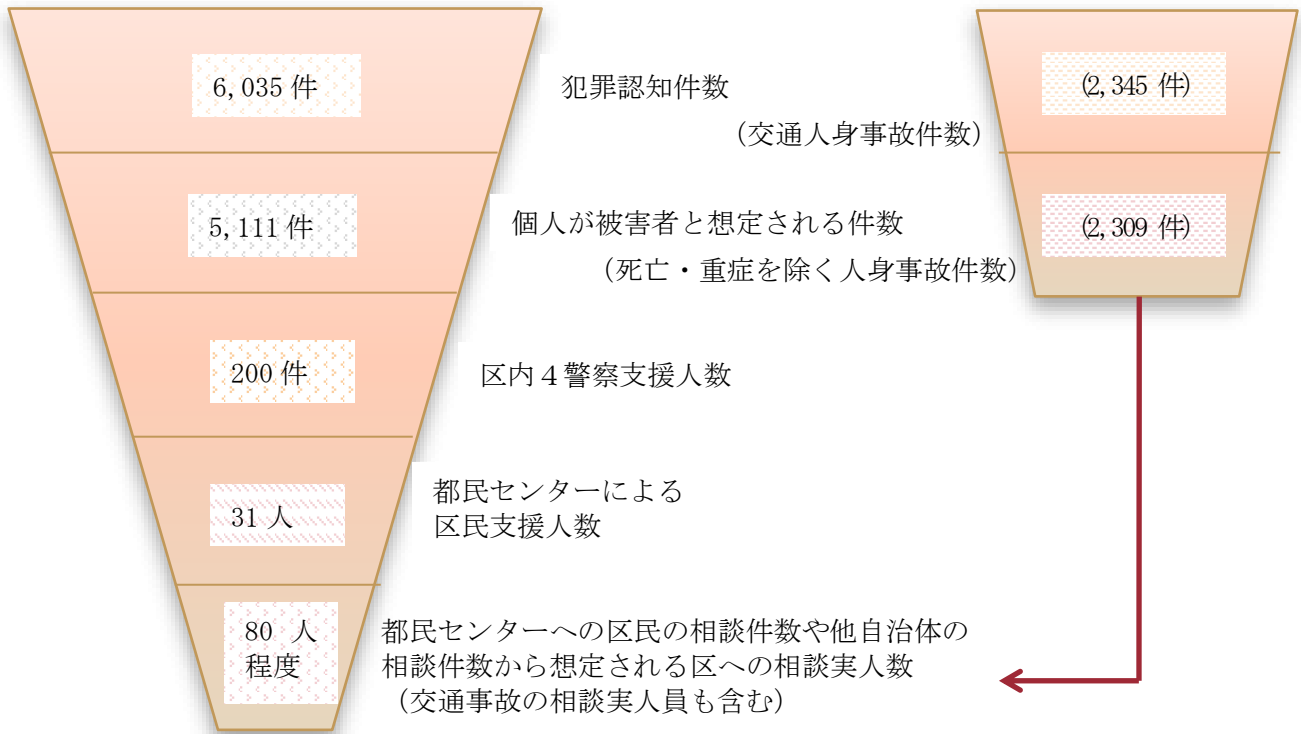
個人が被害者の可能性がある犯罪被害者の算出は、 $a + c = 7,456$ 人・・・㊦

(3) 区の支援対象者数の想定

	A	B	C	D	E	(参考)	F
区市	犯罪認知 件数	Aのうち個人が被害 者である 可能性が あると思 われる犯 罪	交通人身 事故件数	B+C	相談・支援 実人数 (代表窓口 に相談し た、又は代 表窓口での 支援を受け た被害者の 実人数)	相談・支援 延べ件数 (代表窓口 で相談を受 けた、又は 代表窓口で 支援をした 延べ件数)	相談・支援 実人数率 E/D%
中野区	2,554	2,160	597	2,757	30	316	① 1.1
世田谷区	8,380	5,111	2,345	7,456			

相談窓口がある中野区の事例によると、個人が被害者の可能性がある犯罪被害者数から、相談・支援実人数を割り出すと、1.1%程度となっている。

＜犯罪認知件数と犯罪被害者からの相談件数＞
平成 30 年データ



	件数・人数	説明
犯罪認知件数 (死亡・重症の交通事故を含む)	6,035 件	
うち個人が被害者であると想定される件数 (a)	5,111 人	* 犯罪認知件数から賭博、万引きなど被害者が個人以外を除いた人数
交通人身事故死傷者数 (b)	2,309 人	
(a) + (b)	7,456 人	
区内 4 警察署での初期相談件数 (c)	約 200 件	
被害者支援都民センターにおける世田谷区民の人数 (d)	46 人	* 平成 30 年度実績
(c) や (d)、他自治体の相談実人数などからの推計される相談の実人数	80~100 人	

(5) 区の代表相談窓口での相談者数 (参考)

①世田谷区の相談・支援実績

区のいずれかの所管窓口等で犯罪被害者等の相談等を受けた件数 (実人数)

内訳	平成 30 年度 実績(実人数)	備考
人権・男女共同参画担当課	0	警視庁犯罪被害者支援室からの依頼により同室職員の被害者との面談場所として区の会議室を貸す支援を行ったことはある。
その他	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害被害のため収入がなくなった方からの生活相談 (1 件) ・ 公然わいせつによる精神的被害の相談 (1 件) ・ 配偶者等からの暴力 (警察への通報等あり) に伴う避難、離婚、子の通学等の相談 (6 件) ・ 配偶者以外の家族・親族からの暴力への不安に関する相談 (3 件) ・ 親族からのわいせつ行為に関する相談 (事実確認できない) (1 件) ・ 他人に銀行口座を開設されたいとの不安 (1 件)
合計	13	

②被害者支援都民センターにおける世田谷区民からの相談・支援実績

※センターへの聞き取り情報

内訳	平成 30 年度実績	
	延べ件数	実人数
電話相談 (手紙、メール、FAX 含む)	129	31
面接相談	75	11
直接支援 (検察庁、裁判所等付添い)	13	4
合計	217	46

3 区が目指すべき犯罪被害者等支援の方向性について（検討委員会からの提言）

犯罪被害者等への支援については、条例の制定も視野に検討を行ってきた。陳情が趣旨採択された後、東京都の条例が制定されたこともあり、犯罪被害者等へより身近な立場の区は、支援を求めている方に寄り添う支援が重要であり、相談窓口という具体的な支援体制を先行させることが望ましい。国、東京都には、犯罪被害者等への支援が各種ある。警察は事件発生後初期段階の支援、東京都（被害者支援都民センター）はカウンセリングや警察署等への同行などの支援を行っている。犯罪被害者等はこうした支援を受けながら、なるべく早く、自分の地域での生活に戻っていく必要があり、その支援を身近な市区町村が担うことが理想である。

今後、相談窓口に寄せられる相談や意見などから犯罪被害者等が求めている支援を把握し、さらに施策を充実させる必要がある。

そのため、検討委員会についても継続させ、経済的支援や居住支援など、犯罪被害者等の声を参考に、必要な支援施策についての検討を継続して行うことが望ましい。

（1）取組みの考え方

国や東京都の取組みを活用することを前提に、広域的な取組みでは対応できない、きめ細やかで身近な支援を行うことが望ましい。

また、現在、区には性犯罪被害者への支援はないため、国や都の動向を考慮しつつ必要な支援を検討していく。

（2）取組みの柱立て

①相談窓口の設置

- ・犯罪被害者等が悩まずに相談するためには、専用窓口はわかりやすく、まず、区に1か所専用窓口を設置するとよい。
- ・専用窓口は、相談の入り口であり、警察や支援機関との連携、繋ぎを考えれば必要である。設置する所管については、当面の間、人権・男女共同参画担当課が望ましい。

②相談員の配置

- ・相談員は2名が望ましく、1名は自治体職員経験者または現職員が良い。
- ・犯罪被害者支援には特有の難しさがあり、相談者に寄り添い、相談を聞き取り、気持ちを汲み取り、警察や他の支援機関で代弁できるスキルのある人材が良い。職種については、社会福祉士や精神保健福祉士が望ましい。

③同行支援の実施

- ・犯罪被害者等に寄り添い、警察や各支援団体、弁護士などへ同行する。

- ・各支援機関などに何度も説明する苦痛を軽減するため、ワンストップ的な支援を目指すべきである。

④ネットワークの構築

- ・警察や都民センター、各支援団体など庁内外で構成する「(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援ネットワーク会議」を設置し、犯罪被害者等がより早く回復し、社会の中で平穏な生活を営むことができるよう、淀みのない連携を構築することが望ましい。

⑤普及啓発

- ・二次被害に苦しむ犯罪被害者等を支えるため、地域や医療関係者、学校などへ理解と支援の意識醸成を図るための啓発を行う必要がある。
- ・当事者の声を聴く機会を設けた方が良い。
- ・犯罪の種類によってケアの内容は異なるので、支援する者それぞれへの研修が必要である。また、形骸化しないよう工夫する必要がある。

(3) 条例の取扱い

これまでの検討においては、犯罪被害者等支援検討委員会からは、条例は「あった方が良くもしいないが、大事なことは相談窓口の明確化と相談体制を整えること」との意見だった。

こうしたことを踏まえ、犯罪被害者等の支援にあたっては、相談支援体制の整備等の窓口や具体的な体制づくりを優先して整えるべきと提案する。今後、条例を制定する場合は、犯罪被害者の声を聞きとったうえで必要な施策が定義されていくべきである。

4 検討委員会委員の意見等

伊藤委員（上智大学教授）

わが国の犯罪被害者に対する支援策は、欧米に比べ大幅に遅れていましたが、平成17年に被害者の権利を明文化した「犯罪被害者等基本法」が施行されたことを契機に、大きく進展しました。官民一体となって、精神的ケア、刑事手続での配慮や保護、経済的支援が保障されるようになっていきます。地方公共団体においても被害者のための総合的対応窓口が設置されるようになりました。ただ、その取組みは自治体によって差があり、被害者のニーズを満たすための連携体制の整った支援が求められています。

世田谷区では被害者支援施策に向けて大きな一歩を踏み出しました。被害者支援を充実させることは、住民にとって安全で住みやすい街づくりにつながります。身近な自治体だからこそできることは沢山あるはずです。世田谷区ならではの取組みに期待します。

阿久津委員（被害者支援都民センター相談支援室長）

私は新宿区にある民間被害者支援団体で犯罪被害者の相談支援業務を行っている。研修等で自治体の職員の方々とお会いすると「被害者が役所にどのような支援を求めているのか分からない」「実際に要望はあるのだろうか」という声を耳にすることがある。被害後に、手続で役所を訪れても、困ったことがあって相談をするときも、自分が犯罪被害者であるという申告をする方は少ないと思う。被害者の姿やニーズは見えづらいことで存在しないものとされがちである。

しかし、支援の現場では、地域での支援の必要性を感じる人が多い。ご遺族で言えば被害者が亡くなったことに伴う手続に負担を感じる人が多いし、精神的な影響から仕事が出来ず経済的に困難を抱える方、安心して暮らせる場所を失ってしまう方もいる。「日常生活を支える」ことは最優先課題といえる。

世田谷区に犯罪被害者等支援検討委員会が立ち上がり、具体的な取組みに向けて動きだしたことはとても有意義なことと考えている。特に望むことは2点。被害者のための支援制度（特に経済的支援）を作ってほしい。また専任の職員を配置して対応していただきたい。必要な方へ必要な支援が届けられるように…と願う。そこで感じる安心安全の思いは、被害者だけにとどまらず広く区民に向けたメッセージにもつながるのではないかと期待している。

布施委員（弁護士）

弁護士会では、各弁護士会が犯罪被害者支援のための委員会を設置して、救済の実務活動（電話相談・面接相談・刑事事件の被害者参加の代理人等）とともに研究活動を行っています。弁護士の手が届きにくい日常的な生活支援活動（経済的支援を含む）を区に期待したいところです。住まいについての支援やサポーター支援員の育成と充実など、いつ自分が犯罪被害者になるとも限らない、他人事と考えてはならないと言う気持ちに立って、世田谷区の犯罪被害者等の支援の取り組みがなされるように期待します。

小西委員（武蔵野大学教授）

私は、犯罪被害者支援に長年関わってきましたが、世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会にオブザーバーとして参加させていただきました。区単位でこのような委員会を設置し、地域での犯罪被害者支援の中でもより先進的な形を追求されたことに敬意を表したいと思います。形式的な窓口で終わるのではなく、実質的に区民の要望に沿える専門性のある支援が動くことを希望しています。

第4章 資料編

1 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援

し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進^{ちよく}捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年三月政令六七号により、平成一七・四・一から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年六月二五日法律第七九号抄〕

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 〔略〕

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 東京都犯罪被害者等支援条例

東京都犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的な施策（第十一条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）、都民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。

三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとと

もに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 都は、区市町村が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

（都民の役割）

第五条 都民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、及び都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、都が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（支援計画）

第八条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴くものとする。

4 知事は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 都は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的な施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 都は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十二条 都は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 都は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第十四条 都は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十五条 都は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深める啓発を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 都は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第十七条 都は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が都の区域内(以下「都内」という。)で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対し支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施するものとする。

(都内に住所を有しない者への支援)

第十八条 都は、都内に住所を有しない者が都内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携し、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(都民の理解の増進)

第十九条 都は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について都民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十条 都は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 都は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十二条 都は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 都は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する支援計画は、第八条第一項の規定により定められたものとみなす。

3 他市区町村（東京都・神奈川県）の犯罪被害者等支援制度事例

制度	自治体	内容
見舞金	中野区	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：30万円 ・重傷病：10万円 ・申請期限：犯罪発生から2年間
	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：30万円 ・重傷病：10万円 ・性犯罪：5万円
	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：10万円 ・傷害：重症一人につき3万円以内 ・災害被害者が対象
	座間市	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：(1)20歳未満20万円、(2)20歳以上30万円 ・傷害 入院の期間が15日以上の場合2万円 入院の期間が30日以上の場合4万円 入院の期間が45日以上の場合6万円 ほか
	寒川町	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：50万円 ・傷害：全治1か月以上10万円
茅ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡：50万円 ・傷害：加療1か月以上10万円 ・性犯罪：5万円 	
貸付金	杉並区	<p>犯罪などにより収入が断たれたり、多額の治療費が必要になった場合に応急に必要な資金を貸付する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付金額30万円（無利子） ○償還：6か月据え置き後償還 ・10万円以内は10か月以内 ・10万円を超え20万円以内は20か月以内 ・20万円を超え30万円以内は30か月以内
	国分寺市	<p>犯罪にあつたことで治療費・葬祭費などの資金を支出しなければならなくなった場合に、金融機関への貸付けあっせんを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額50万円以内 ・利子・保証料全額補助 ・6か月据え置き後償還36か月以内
	多摩市	<p>犯罪などにより収入が断たれたり、治療費などが必要になった場合に応急に必要な資金を貸付する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額10万円以内・無利子 ・6か月据え置き後償還15か月以内
	神奈川県	<p>国で定めた犯罪被害者給付金対象者に対し、100万円（上限）を、給付条件に至らないが故意の犯罪により傷病を追ったものに対し、30万円（上限）を貸し付ける</p>

制度	自治体	内容
居住支援 転居支援	東京都	殺人、性犯罪等の生命、身体の被害により、従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居へ転居するための費用を助成する ・助成額：転居1回につき最大20万円まで
	杉並区	(1) 公共住宅等の入居の抽選倍率の優遇 (2) 次のいずれかに該当する場合、一次利用住宅の提供 ・再被害の可能性がある、緊急に転居が必要 ・従前の住居が犯行現場となったことにより、当該住居に居住することが困難 ・その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難 (6ヶ月以内、世帯の収入による)
	中野区	犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合、緊急的にホテル等に宿泊をする費用、転居する費用を助成する 【下記のいずれかの理由の場合】 ・従前の住居又はその付近で犯罪被害に遭ったため精神的に居住し続けることが困難である場合 ・従前の住居で二次被害又は再被害を受ける恐れがある場合 (1) 緊急一時居住先としてのホテル宿泊費 (2) 同 ウィークリーマンションの賃料 (3) 転居費用（東京都の制度が使える方は、まず都へ申請） 助成額：(1)～(3)の総額で上限20万円
	目黒区	公共住宅等の入居の抽選倍率の優遇
	神奈川県	(1) 緊急避難のためのホテル等への宿泊 (2) 県営住宅の一時使用 (3) 民間賃貸住宅に関する情報提供（仲介手数料を無料化）
	横浜市	(1) 転居支援 犯罪被害により居住することが困難となった住居から、新たな住居に転居するための費用を助成する ・回数等：1回あたり20万円を上限として2回まで (2) 緊急避難場所の提供 神奈川県の実施する緊急避難場所の提供（ホテル等の宿泊）を受けている場合、必要に応じて延泊2泊分を提供する
	茅ヶ崎市	自宅や自宅付近が犯罪被害の現場となり、引き続き居住することができない場合に支援金を支給する (1) 10万円を上限に転居費用支援金を支給 (2) 転居後新たに入居する賃貸住宅の家賃補助として3万円を上限とし、6か月まで家賃支援金を支給

制度	自治体	内容
カウンセリング	中野区	被害により精神的被害を受けた区民等に臨床心理士等への相談にかかる相談費用の一部を助成する ・助成額：1回5千円を上限に10回まで
	横浜市	専門資格を持つカウンセラーによる、カウンセリングを行う ・回数等：一案件につき10回まで無料
法律相談・ 弁護士相談	東京都	殺人、傷害、性犯罪等の被害にあわれた方及び親族が、被害後に直面する捜査手続や裁判手続等の法律問題について、弁護士に無料で相談できる
	中野区	○法律相談料助成 被害者が直面している法律問題の解決のため、弁護士に相談する費用の一部を助成する ・助成額：1回5千円を上限に3回まで ○弁護士費用助成 (1) 刑事裁判において被害者が参加する場合の弁護士費用を助成する ・助成額：非裁判員裁判の場合上限10万円 裁判員裁判の場合上限20万円 (2) 法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合の費用（着手金、実費等）を助成する（返還が免除となる場合を除く） ・助成額：上限20万円
	神奈川県	犯罪被害者等支援に精通した神奈川県弁護士会所属の弁護士による法律相談を実施する（2回まで無料）
	横浜市	犯罪被害により生じる法律問題について、弁護士による法律相談を行う ・回数等：一案件につき2回まで無料
	多摩市	弁護士等による犯罪被害者専門相談
遺族子育て 支援金	中野区	犯罪により生計維持者が死亡した場合、主にその収入により生活していた子ども（18歳以下）の人数に応じて、支援金を支給する ・金額：子ども一人につき30万円 ・申請期限：犯罪発生から2年間

制度	自治体	内容
日常生活支援	杉並区	調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物、通院等の介助、育児、保育園の送迎等 ○時間 ・家事援助：1日3時間以内 ・育児援助：1日2時間以上1時間単位で8時間以内
	中野区	被害により日常生活に支障をきたしている区民のご自宅に家事等を行う協力員を派遣する ・時間数：合計60時間まで（犯罪被害の発生日から1年以内）
	横浜市	(1) 家事及び介護支援 犯罪被害により、家事や介護等が困難となった方に対し、ホームヘルプサービスの利用費用の9割を助成する 生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については10割を助成する ・回数等：1時間4,000円を上限として合計72時間まで (2) 一時保育支援 犯罪被害により、就学前の子の保育が困難となった方に対し、一時保育の利用費用の9割を助成する 生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については10割を助成する ・回数等：1回あたり2,500円を上限として10回まで
	茅ヶ崎市	(1) 家事・介護支援 犯罪被害に遭ったことで、家のことに手が回らない、家事を担っていた方を失ってしまった、介護が必要になったなど日常生活に支障をきたしている場合に、それぞれ60時間を上限に家事・介護を行うヘルパーを派遣する (2) 一時預かり支援金の支給 裁判や通院など、犯罪被害に遭ったことでお子さんを預けなければならない場合に、お子さんの一時預かりに要した費用を3千円を上限に5回まで支給する
配食サービス	中野区	被害により日常生活に支障をきたしている区民の自宅へ弁当を配達する（1日2回を上限に、犯罪被害発生日から30日以内）
性犯罪被害者支援	東京都	民間支援団体（性暴力救援センター・東京（SARC東京））と連携して相談体制を強化し、24時間365日相談を受付
	神奈川県	神奈川県産科婦人科医会と協定を締結し、「協力病院等」において、被害にあわれた方の心情に配慮した対応を行っている

犯罪被害者等支援の検討状況（概要）

1 検討の背景

犯罪被害者支援については、平成30年12月の区議会第4回定例会において、「犯罪被害者支援条例の制定を求める陳情」が趣旨採択された。これを受けて、区では昨年11月に学識経験者や関係機関等を交えた「世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会」を設置するとともに、庁内においても関係管理職による「世田谷区犯罪被害者等支援庁内検討委員会」を開催し、併行して犯罪被害者の状況や支援にあたっての視点、留意すべき事項などについて検討を進めてきた。このたび、この間の検討状況を「中間まとめ」として取りまとめたところである。

2 犯罪等の件数

① 平成30年の区内の犯罪件数

分類	内容	件数
凶悪犯	強盗、殺人、放火、強制性交等	25
粗暴犯	暴行、傷害、脅迫	384
侵入窃盗	空き巣、出店荒し、事務所荒し等	246
非侵入窃盗	自転車盗、万引き、車上ねらい、すり、ひったくり等	3,879
その他	詐欺、賭博、横領、わいせつ等	1,501
合計		6,035

※平成21年 10,174件から年々減少

② 平成30年の区内の交通人身事故件数

分類	内容	人
死亡		6
負傷	重傷者	30
	軽傷者	2,309
	小計	2,339
合計		2,345

③ 犯罪及び人身交通事故の合計（①+②）→8,380件

3 世田谷区の実践

- 人権・男女共同参画担当課に、犯罪被害者や警察から相談があった場合、内容に応じ、各種相談窓口（生活支援、就労支援、家事支援、居住支援等）へ繋いでいる。
- 世田谷区犯罪被害者等支援連絡会（庁内課長級）を設置し、情報共有等を図るとともに、「犯罪被害者等支援の手引き（庁内向け）」を活用し、庁内所管・支援機関で連携し支援している。
- 各警察署が所管する犯罪被害者支援ネットワークへの参加による情報交換。
※年間相談件数 13件程度（平成30年度）

4 関係機関の相談支援

- 区内警察署
機能：初期支援（病院への付き添い、刑事手続きの説明、被害者支援機関・団体を紹介、自宅への送迎など）
件数：初期支援約200件（平成30年）
- 警視庁による相談支援
機能：全ての被害者に必要な支援を行う。
支援内容：電話相談（犯罪被害者ホットライン、性犯罪被害者相談）
診察料・診断書料支援、カウンセリング、自宅に戻れないケースの宿泊先の手配、ハウスクリーニング費用の助成、DV被害者の引越費用助成、
- （公社）被害者支援都民センター（東京都公安委員会指定）
*「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」
機能：犯罪被害者及び家族・遺族に向けた相談支援
犯罪被害者等基本法に基づき都道府県に1ヶ所置くこととされた総合相談窓口
相談件数：世田谷区民の相談支援 46人（平成30年の実人員）
支援内容：電話相談、面接相談
直接的支援（付添い支援、自宅訪問）
カウンセリング（身体犯罪の被害者等のカウンセリング）
自助グループ支援（犯罪被害者遺族）
- 他の相談窓口
東京地方検察庁被害者ホットライン、東京保護観察所犯罪被害者等相談室、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会での相談

5 検討体制

（1）犯罪被害者等支援検討委員会

■ 犯罪被害者等支援検討委員会
 <構成>学識経験者、支援機関、支援者団体、関係部長など
 <役割>犯罪被害者等に係る施策に対する意見・提言を行う。

連携

意見・提言

■ 世田谷区犯罪被害者支援庁内検討会
 <役割>これまでの支援や被害者への関わりを踏まえ、具体的施策の検討を行う。

■ 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（同男女共同参画推進部会）
 <役割>性犯罪被害者への支援について意見を述べる。

（2）犯罪被害者等支援庁内検討委員会

- 日程 令和元年11月13日～令和2年2月7日 全4回
- 主な内容 犯罪発生状況、関係機関・団体・他自治体の支援策、支援実績等の状況確認、相談窓口のあり方、地域で支える仕組みなど

6 犯罪被害者等支援検討委員会における検討経過

日程		主な検討事項
第1回	令和元年11月6日	犯罪発生状況、関係機関・団体・他自治体の支援策、支援実績等の状況確認
第2回	令和元年12月11日	対象者の範囲、関係機関との連携、地域で支える仕組み
第3回	令和2年1月23日	支援体制（窓口と庁内連携、関係機関との連携など）、条例について

7 検討委員会での主な意見

- 支援対象者に関する意見
 - 相談窓口としての対象者は刑事事件に限定せず交通事故被害者も含め、ある程度広い方が良い。
 - 性犯罪被害者への支援は、被害届出にかかわらず、話を聞いての判断となる。
 - DV被害者からの相談もあるだろう。配偶者暴力相談支援センターと連携し支援していく必要がある。
- 相談窓口に関する意見
 - 自治体の支援メニューは十分あるので、相談者を必要な支援に繋ぐことが相談窓口の最大の役割。
 - 区民から分かり易い窓口が必要なのはもとより、世田谷区の規模を考えると、警察や都民センターからの繋ぎも含め専門の窓口の一本化は不可欠。
- 相談体制に関する意見
 - 犯罪被害者支援は専門性が必要。相談員の配置には専任の相談員を配置すべき。
 - 相談員の専門性としては、犯罪被害を理解し相談者に寄り添い必要な支援に繋ぐことができる高い対応力。
 - 経験者は少ないので、福祉部門の経験者などを育成し専門性を高めるのが良い。
- 関係機関の連携に関する意見
 - 警視庁の支援は初期までである。その後のことを都民センターや行政に担ってほしい。
 - 定期的なネットワークは良い。必要な時に集まると良い。
- 地域で支える仕組みに関する意見
 - 地域の人による支援は、個人情報保護の観点で本人同意が必要。
 - 被害者の戻った地域での二次被害防止に向けた啓発は必要。
- 犯罪被害者等支援条例に関する意見
 - 条例を持つことは区の姿勢が明確になり、あった方が良いが、大事なことは相談窓口を明確にし、相談体制を整え、身近な自治体が寄り添う支援が必要。

8 犯罪被害者等支援を巡る国・都の動き

(1) 「犯罪被害者支援基本法」

- ◆ 施行：平成17年4月1日施行
- ◆ 主な内容：目的、定義、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、連携協力、犯罪被害者等基本計画、相談及び情報の提供等、損害賠償の請求についての援助等各種施策に関する規定、国民の理解の増進、民間団体に対する援助、犯罪被害者等施策推進会議など

※別途、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和56年1月1日施行）がある。

(2) 「東京都犯罪被害者支援条例」

- ◆ 施行：令和2年4月1日
- ◆ 主な内容：基本理念、都の責務、都民の役割、事業者の役割、民間支援団体の役割、支援計画、総合的な支援体制の整備、財政上の措置、基本的な施策
- ◆ 基本的な施策
 - ①相談・情報の提供、②心身に受けた影響からの回復、③安全の確保、④居住の安定等、⑤雇用の安定等、⑥経済的負担の軽減、⑦緊急支援の実施、⑧都内に住所を有しない者への支援、⑨都民の理解の増進、⑩民間支援団体に対する支援、⑪人材の育成、⑫個人情報管理
- ◆ 区市町村との連携について

「第9条 都は、国、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者と連携し、（中略）総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする」

(3) 東京都による支援施策

- ◆ 東京都総合相談窓口

公益社団法人被害者支援都民センター内に東京都総合窓口を設置し、犯罪被害にあった本人や家族・遺族に相談・支援活動を行っている。（平成20年度～）
 - ◆ 緊急避難場所の提供

6泊を上限にホテル代を助成。（窓口は都民センター）
 - ◆ 住居支援

都営住宅の当選倍率を一般の申込者より5倍に優遇。
 - ◆ 無料法律相談 新規：令和2年4月1日発生犯罪から対象犯罪等により被害を受けた、本人及び親族が弁護士に無料で相談できる。最大1時間30分
 - ◆ 転居費用助成 新規：令和2年4月1日発生犯罪から対象犯罪等により、従前の住居に居住することが困難になった被害者本人及び遺族が、新たな住居へ転居するために転居費用を助成する。最大20万円
- ※ 見舞金の支給は令和2年度中に実施予定。

9 犯罪被害者当事者等の声

- 今後さらに充実させてほしい支援として、「被害者支援に精通した弁護士の紹介」が6割を超えるほか、「カウンセリング」が過半数、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が約5割と多い。
 - 性犯罪・性暴力被害者が今後さらに充実させてほしい支援として、「被害者のおかれた状況の理解を進めるための啓発活動」が7割超、「カウンセリング」が約6割となっている。
 - 被害者支援団体が今後力を入れていきたい支援は、「電話相談」が6割、「面接相談」が4割となっている。
- * [犯罪被害者等の実態に関する調査（平成26年度東京都）から「犯罪被害者が市区町村に望む支援」について抜粋]

10 課題

- 警視庁、東京都、区それぞれに支援を行っている。警察は事件発生後の初期段階の支援、都民センター（東京都）はカウンセリングや警察署同行等の支援、区も各種相談を行っている。被害者はこうした支援を受けながら、なるべく早く元の生活に戻っていく必要があり、その支援を身近な自治体が総合的に行うことが理想である。
- 被害者が、多様な支援メニューを承知し上手利用できる精神状態にないことを踏まえ、区民にとって身近な区が被害者等に寄り添い、必要な支援や機関に繋ぐ機能を整備する必要がある。

11 性犯罪被害者の状況と支援

1 性犯罪被害件数（平成30年1～12月）

- ・世田谷区：約70件
 - ・全国：約10,290件
- （参考）警視庁による性被害初期支援実施件数：約1,170人

2 性犯罪被害者支援施策

- 警察庁による支援
 - ・性犯罪被害者相談電話（ハートさん）※24時間対応
- 警視庁による支援
 - ・診察料・診断書料の助成
 - ・治療費用の助成
 - ・緊急避妊薬、性感染症検査費用、人工妊娠中絶費用
 - ・産婦人科などの紹介
 - ・緊急の場合は警察で診察の予約や送迎のほか、医師への説明なども行う
- 東京都（総務局）による支援
 - ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業
 - ・「性暴力救援ダイヤルN a N a」（都の補助事業）
- 区による支援
 - ・性被害に特化した支援施策なし

12 今後の検討課題と想定スケジュール

- ① 相談窓口の設置と相談支援体制の整備
- ② 東京都の支援策を踏まえ、区としての支援メニューの検討
- ③ 総合支所と本庁のDV相談支援を含めた役割整理
- ④ 性犯罪被害に対する支援策の検討
- ⑤ 児童相談所との連携のあり方
- ⑥ 支援者団体等との連携のあり方
- ⑦ 犯罪の未然防止について
- ⑧ 犯罪被害者等支援条例について

<スケジュール>

令和2年6月・7月	支援施策の検討
9月	区民生活常任委員会報告（検討委員会報告）
令和3年2月	区民生活常任委員会報告（令和3年度の取り組み）
4月	相談支援窓口開設など

《参考》

①想定される相談実件数

区内4警察署での初期相談（約200件）や被害者支援都民センターにおける世田谷区民の相談実件数（約30件）、他自治体の相談実績などから試算すると、世田谷区における相談支援の実件数は…

80件～100件/年 と想定される。

②世田谷区犯罪被害者等支援検討委員会 名簿

肩書き	氏名	備考
横浜国立大学教授	江原 由美子	委員長
上智大学教授	伊藤 富士江	
被害者支援都民センター相談支援室長	阿久津 照美	
世田谷地区人権擁護委員会代表	布施 憲子	弁護士
警視庁犯罪被害者支援室被害者支援管理係長	福田 一親	オブザーバー R2.2.24まで
警視庁犯罪被害者支援室被害者相談係長	小松 美東士	オブザーバー R2.2.25から
武蔵野大学教授	小西 聖子	オブザーバー
世田谷区砧保健福祉センター所長	若林 一夫	
〃 危機管理室長	工藤 誠	
〃 生活文化部長	松本 公平	
〃 保健福祉部長	板谷 雅光	
〃 世田谷保健所長	辻 佳織	